

講 演

裁判の役割と裁判官の在り方について

竹 崎 博 允

- 1) はじめに
 - 2) 裁判官の職務の形態
 - 3) 裁判官の仕事の対象—事件
 - 4) 裁判官に求められるもの
-
-

1) はじめに

皆さん、こんにちは。ご紹介を頂きました竹崎です。今日は、法曹を志す皆さんに、裁判官という仕事について話をしてほしいということで、この機会が設けられたようです。私は現在の法科大学院のプログラムを必ずしもよく理解しているわけではありません。これまで早稲田大学の出身者は、多数法曹になっている割には裁判官に任官している人が少ないのではないかということが言われてきたように思います。私は、裁判官の出身大学に若干無頓着なところがあり、かなりの期間、裁判官の人事に関する仕事を担当していましたが、出身大学をそれほど意識しておりませんでした。ただ、言われてみると、何人かの友人、知人はいるのですが、確かに法曹になる母数に照らすと、もう少し裁判官になる人がいてもいいのではないかという気がします。何か裁判官というものに対する一種のイメージのようなものがあって、それが任官の志望にプラスに働いていないのかとか、あるいは任官者が少ないことが情報を乏しくし、その累積した結果な

のかなとも考えたりしています。

私は、裁判官として職業生活を送りましたから、裁判所にはそれなりの愛着があります。できるだけ優れた資質を備えた人に裁判官になってもらいたいという思いがあります。また、裁判所が余りモノトーンになることについての心配もあります。社会もそうですが、組織についてもモノトーンになり多様性を失うことはその社会なり組織なりが活力を失う大きな理由であると思います。そのことは世界レベルでも我が国に限っても、歴史が証明しているところです。多様性のないところには発展はありません。裁判官という集団が無用に特定のイメージで理解されているとしたら決して望ましいことではありません。これまで一般には、裁判官というのは法律のペーパーテストに優れた優等生の集団と受け止められていたのではないかという気がします。後で少し詳しくお話しますが、裁判官に必要とされるものはもっと多様な、総合的なものです。裁判所の役割が多様化してきている今日、裁判所全体として、様々な資質、経歴、性格、思考形態を持ちつつ、裁判官としての普遍的な要請を果たしていくことが最も望ましいことであると考えています。

もっとも、裁判は裁判官だけで運営できるものではありません。よい裁判、これがどういうことをいうのかということ自体難しい問題ですが、よい裁判というのは、当事者主義のもとでは、両当事者の優れた活動があって初めて可能になるものです。もちろんその中でも最終的な結論を導き出す裁判官の役割には相対的に大きな意味がありますが、ある社会的事実をもとにしてどういう法的な問題を組み立てて裁判を求めていくのかということは全て当事者、つまり検察官、弁護士にかかっているところです。また、私は最高裁判所の事務総長として司法制度改革に関わりましたが、法曹三者の協力関係を非常に重視してきたつもりです。そういった意味では、基本的に皆さんがどの分野に進まれても十分に活躍していただければそれでいいと思っており、今日は特に勧誘するつもりはありません。ただこんな実情ですよ、ということだけをお話したいと思います。

裁判官に対しては、いろいろなところでいろいろなことが言われており、先の司法制度改革でも裁判官像を巡って様々な議論がありました。いわゆる法曹一元論の立場からは、裁判官は世間知らずであるとか、上を向いて仕事をしているとか、官僚的であるとかといった批判がなされました。これらについては、司法制度改革の議論の際に何度も検討して説明をしてきたところですが、多分にイデオロジカルな問題ですので、ここで繰り返すつもりはありません。

今日の話は、そういうことを離れて、もう少し裁判官に関係する事実について、私が重要と思っていることを自由にお話ししようと思います。

2) 裁判官の職務の形態

最初に裁判官の職務の形態についてお話ししたいと思います。裁判官は、最高裁判事と簡易裁判所判事を除き、65歳が定年です。従って、多くの人は40年前後の期間仕事をすることになります。長い間新任判事補の採用数は60から70名でしたが、最近は大体100名前後が毎年採用されています。

裁判官の仕事の形態を決める要素はいくつかあり、一つは勤務する裁判所で、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、地方裁判所・家庭裁判所支部という組織の別があります。それから、大都市であるとか、中小都市であるという庁の規模の別があります。

もう一つは民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件という担当する職務の内容と、合議か単独か、合議の場合は裁判長、右陪席、左陪席という職務の内容があります。それに一部の庁になりますが、通常部と特別部という担当する事務の区別があります。

この組み合わせによって、裁判官の職務の形態が決まってきます。

極めて大雑把に言うと、最初は全国の各地方裁判所本庁に勤務し、合議部の左陪席として民事又は刑事裁判を経験します。この最初の期間が3年

間あり、その3年間は同じ民事だけを担当するとか、あるいは2年間民事を経験し、1年間刑事を担当するとか、そこは若干変わりますが、3年間左陪席からスタートするのが基本です。3年経過すると任地を異動しますが、家裁を経験する者も含めて5年経過したところで全員特例判事補という資格が与えられます。特例判事補は、形式上は判事と同じ権限が与えられ、単独で裁判をすることもできます。ただ、多くは特例判事補の段階では、合議の右陪席になったり、あるいは支部に勤務して一人で裁判をしたりといった経験をするのが普通です。

10年が経過したところで、指名諮問委員会によって適格性が審査され、判事に任官することができます。ほとんどの人が判事に任命されています。判事になると、大都市の高等裁判所で左陪席を勤めたり、地方裁判所ですと、合議部の右陪席あるいは単独事件を持つこととなります。支部長になることもあります。判事になって10年くらい経過したところで、地方裁判所の裁判長、これも小さな裁判所か大きな裁判所かによって違ってくるのですが、小さい都市だと任官して20年くらい経ったところで裁判長を経験することができます。高等裁判所の裁判長になりますと、いわば最終に近いポストということになるわけですから、大体30年以上の経験がある裁判官というのが通常ではないかと思います。東京高等裁判所のような大規模な庁では、30数年から40年近い経験を持つ人が裁判長ということになります。そういったことが裁判官の執務の形態になります。若いうちは基本的に3年を原則として全国レベルでの異動があります。ある程度の年代から、異動のサイクルが少し長引いてきたり、あるいは移動の範囲が、特定の高等裁判所の管轄内に狭まってくるといった地域性が少しずつ出てきます。

給与は判事補の10年間をはじめその後もかなりの期間は基本的に同期の者は同額で、国家公務員の給与にスライドして昇給していきます。その後は担当する事務等に応じて異なってきます。

人数的には民事事件を担当する裁判官が最も多く、次いで刑事、家庭裁

判所となります。地方の小都市では、一人で何役もやることがありますから、民事も刑事も家庭裁判所の事件も担当することがあります。東京の場合でいいますと、平成28年度では、東京地方裁判所の民事部には277人の裁判官がいます。63人が刑事部の裁判官で、東京家庭裁判所は33人となっています。比率でいいますと、約75パーセントが民事、17パーセントが刑事、そして家庭裁判所が8パーセントです。圧倒的多数の裁判官が民事事件を担当しているわけです。一人の裁判官に民事、刑事の区別が決まってくるのは、個人差がありますが、大体10年くらい経つころには、それぞれの分野が自ずと決まってくるように思います。また、その頃には、専門性の高い知的財産権等に関心が高い人かどうかというようなことも考えられるようになってきます。

これらは、ある程度のイメージを持っていただくための、極めて大雑把な概略で、実際には、人によって大きな違いがあります。裁判官の仕事をする場所とポストは多くの要素によって決まっており、個人の希望はかなり大きなウエイトを持っています。また適性が重要であることもいうまでもありません。これにはもちろん能力もありますし、専門とする分野ということもあります。それから、人物ということになります。後で申しますが、性格や組織人としての在り方とか、人間性といったことがらなどで、家庭の事情や、本人と家族を含めた健康状態など多くのことがらが影響してきます。

この勤務形態には、我が国の裁判官の特徴がかなりよく現れています。一つは、全国的に統一的で均質な裁判のレベルを確保するという要請が非常に強く働いているということです。アメリカのように裁判官のポストがある特定の裁判所、特定の地域に長期間固定している国とは全く異なります。我が国は、同質的な、つまりホモジニアスな社会であり、裁判だけでなく、全国均質な国の作用という要請、別の言葉でいうと平等志向が極めて強いということがいえると思います。裁判所もこれに答えていかなければなりません。あるところで行われる司法と別のところで行われる司

法とは同じであることが要求されます。

2番目に、裁判官の給与についても他の公務員と同様に基本的に年功賃金体系がとられ、経験に応じて昇給するという事です。その昇給もある段階まではかなり平等になっています。

第3に、裁判官人事についてできる限り平等、公平な機会を提供するという人事政策が必要とされます。さきほどお話ししたような勤務の体系を確保するためには統一的な人事政策がどうしても必要です。しかし、ご承知のように、裁判官には身分の保障があり、その意に反して異動をさせることはできません。それにもかかわらず、基本的に3年に1度のペースで異動をするというのは、全て裁判官の同意の上でそうした態勢が採られているということになります。アメリカの連邦最高裁判所に行った際、このことを説明しましたが、いくら説明をしても理解を得られませんでした。どうしてそういう転勤を前提としたシステムが可能なのか、裁判官の身分保障はどうなっているのかといわれました。日本では、これは当然のことで、裁判官になる以上は、そのことを基本的には了解しているのだという説明をしたわけです。ただ、そのためには、裁判官の人事の在り方が公平で合理的なものであることが必要であり、そうでなければ勤務意欲を著しく削ぐことになりかねないし、ひいては裁判の独立といった問題とも関係してくると思います。

裁判官としてどのような能力が必要とされるかということは後にお話ししたいと思いますが、基本的には、どのような裁判官になりたいのかということは、現在は、かなりの程度まで自分自身で選択することができるように、特に若い時代には、多様な経験や研修の機会を提供し、各人の意欲、努力をできるだけ反映できるようにと考えられています。言い換えれば、裁判官は、なった後に成長をすることが期待されています。そういった意味では一生学び続けていくことが求められていると思います。

3) 裁判官の仕事の対象—事件

裁判官が取り扱うのは、いわゆる事件といいますが、法的な解決を必要として裁判所に提起される紛争、あるいは犯罪ということが出来ます。裁判官は、これらの事件を適切に、適切にというのは従来から適正、迅速、つまり内容的に適正で、時間的に迅速である、そういう裁判が理想だと言われてきました。

(一般的事件)

事件は、裁判官にとって何よりも仕事の対象ですが、同時に裁判官が学んでいく素材でもありますし、さらにそれらを通じて社会を理解していく最も重要な手懸りでもあります。

多くの事件はどこでも見られる日常生活の中から恒常的に発生する出来事です。報道で扱われるような事件は、何百件に1件かもっと少ないかもしれません。また、報道の対象となる事件も裁判官の仕事としては他の事件と何ら異なりません。どんなにありふれた事件であっても、一つの事件を最終的に解決するためには、次の3段階の作用が必要とされています。解決と言いましたが、我々裁判所内部では事件処理といいます。私は、この処理という言葉は国民に誤解を与えかねないので余り使わないようにしてほしいと思っていますが、未処理とか、未済とかといった言葉が使われています。

3つの作用が必要だと言いました。

- ① 1番目は、事件に適用される法律を特定し、その解釈をすることです。
- ② 2番目は、法律を適用するための要件、つまり事実が備わっているかどうかという事実の認定の問題です。
- ③ 3番目は、最終的にどのような解決策を取ればいいのかという評価と

判断の問題です。

このほかにも、これらを適切に行うための裁判の手続きという問題があります。実際にはこの手続きの問題は非常に重要なのですが、それを含めてお話しすると複雑になりますので、この手続きの問題は今日は捨象します。

この3段階の作用が、すべて容易であれば、それは基本的には簡単な事件ということができます。しかしながら、ありふれた事件であっても事実の認定が容易であるとは限りません。また、法の解釈とそれに該当する事実をもとに最終的に事件をどう評価し、解決するかということも大変難しい問題を含んでいます。この3つの作用のうち、法科大学院を含めて法律学として学ぶのは、もっぱら①に相当する部分であろうと思います。もちろんそうした法理論の背景には、極めて多くの事例の集積があり、それらから抽出されたものが理論となっているわけですが、個々の事件における事実の認定というのは、やはりそれらとは全く異なったものです。

当事者にとってみれば、事件は極めて深刻な問題であり、それだけに事件に現れる当事者、関係者の姿は千差万別で、全てに個性があります。同時に、事件には様々な側面があり、それぞれの側にそれぞれの事情、言い分があります。多くは過去の事実がどうであったのかということですが、中には今後どうなるのかという将来的な予測の問題もあります。一方の当事者から見る事実と反対の当事者から見る事実、意図的な虚偽でなくても違って見えることが少なくありません。もちろん多くの意識的な加工や脚色もあります。事実の認定は、ほとんどの裁判の一番重要な仕事です。

3番目の評価、判断というのは、問題となっている法律要件に当てはまる事実が認められる場合に、最終的にこれをどう評価し、答えを出していくのかという問題です。法律要件に該当すると思われる事実があったからといって直ちに最終の解が得られるとは限りません。中には全く裁量の余地のない答えが決まっている問題もあります。例えば必要的な刑の執行猶予の取り消しというのは、裁量の余地がないわけですから、その要件があ

ればそこで結論が出ます。そうではなく、多くの問題については、そこにある程度の幅があります。刑事でいえばどの程度の量刑にするのか、執行猶予を付するのか、あるいは、民事でいえば、和解で解決するのか、判決にするのか、過失の割合をどの程度とみるのが相当か、など多くの考慮しなければならぬ事情があります。

裁判は、法律の解釈と事実の認定というどちらかという客観性の高い作用だけで尽きるものではありません。最終的に何が正義にかなった解決なのかということを実現していくことが、その中で求められています。法律は、基本的にはこれを保障するように作られていますし、またこれまでの多くの先例が、どのような解決がそれに適っているかという考慮要素を提供してくれています。しかし、現に自分が扱っている事件がどうであるのかということは、なかなか把握することのできないものを含んでいます。そこに実践的な、臨床的専門家としての裁判官の在り方が問われることとなります。

一時、裁判所では、研修の一環として新任の判事補を各裁判所の受付窓口配置し、裁判所に訴えを提起してくる当事者と面談するということを実施していました。これはもちろん、受付事務を覚えてもらうためではなく、自分達がこれから担当する事件が個人個人にとってどれだけ深刻な問題であるのかということ当事者と接触して理解してもらうために始めたわけです。

いずれにしても②、③、つまり事実認定と評価・判断という問題は、生きた事件に直面しなければ決して体験することはできません。これらについては、後で少しお話ししたいと思います。

(社会現象としての事件)

一つ一つは通常の事件のように見えて、その時代の社会の置かれている状況を直接反映している事件があります。それはその時点から分かるものもありますし、後になって振り返ってみて分かるものもあります。多くの

事件の塊には、それぞれの時代状況を浮き彫りにするような背景がありません。

最近の例では、我が国でバブルの時代というのがありました。1980年代後半から1990年代初頭（平成の初めころ）の異常な好況期のことを指します。高度経済成長の到達後、それによって溢れた資金が、より大きな利益を求めて、金融資産、あるいは不動産取引等につき込まれ、国全体が沸騰したような状況になりました。特に資金が向かったのが不動産取引で、多くの企業が本業よりも不動産取引に走りました。暴力団等による土地の買い上げ、これは地上げと呼ばれましたが、地上げが行われ、さらにこうした動きにつられて個人でも多額のローンの上に土地・建物だけでなく、物品を購入し、贅沢なサービスを追いかけるなどあらゆる面で過剰消費が行われました。ゴッホのひまわりの絵1枚を50数億円で落札をした日本人がいることで話題になりました。現在、中国人観光客について爆買いなどと呼んで半分批判的な目で見っていますが、全く同じようなことを行っていたわけです。こうしたことが長続きするわけがないことは当然予想できるはずですが、渦中にいる人はそうは思わないようです。バブルがはじけると、消費者金融を受けていた多くの人が返済不能の状況に陥り、融資を受けて株や土地を買っていた会社、個人が倒産し、また貸した側では多額の不良債権を抱え、いくつもの機関が倒産しました。北海道拓殖銀行は1997年に倒産しました。山一証券も同じ年に実質廃業となりました。その他倒産に至らないまでも多くの銀行が不良債権を抱え、膨大な損失を負い、国の支援で再建を図らざるを得ないといった状況になりました。また、バブル期あるいはその後の清算期を通じて、消費者金融が増加し、支払い不能となった多くの個人が自己破産を申請するという事例が相次ぎ、破産事件が急増しました。

さらにこのころ利息制限法で定める利率を超えて利息を受け取っていた金融機関に対し、その超過分を不当利得とする最高裁の判決をきっかけに過払い金の返還請求訴訟が急増し、その一部は現在も続いています。

それがどんな現象であったかということは、資料としてお配りをしたグラフによく表れています。例えば、簡易裁判所の民事事件は、平成2年には9万件余でしたが、平成21年には65万件と実に7倍にも達し、再び急激に減少し、平成26年には半分の31万件になっています。過払い金請求事件以外の事件はそれほど変動していませんので、この急激な増減は、もっぱら過払い金請求事件の変動によるものといえます。地方裁判所の事件数についても同様の傾向があり、平成元年、2年(1990年)ころ10万件から11万件であった地裁民事通常事件が、平成21年(2009年)には23万件と2.3倍に増加し、その後急激に減少し、平成26年には14万件にまで下がっています。過払い金請求事件は、安定してくれば、また通常の事件数に戻るであろうと思われます。この過払い金請求事件増加が、司法制度改革によって急増した弁護士の活動の場になったということも言われています。

データには挙げていませんが、家事事件は全般に増加する傾向にあり、現在の家庭の置かれている状況を反映しています。とりわけ顕著なのが成年後見事件です。成年後見制度は平成12年に設けられ、その年の申し立て件数は8600件でした。しかし、平成26年には4万3000件に達しています。それでも全体の需要からみればほんの一部に過ぎず、高齢の認知症の人の数は今や500万人を超え、データによっては、600万人、間もなく700万人に達するといわれています。現在のシステムではこれに対処できず、深刻な社会問題になることは明らかです。

司法制度改革の課程で、盛んに「2割司法」ということが言われました。はなはだ感覚的な表現ですから、何に対する何の割合が2割ということがよく分からないのですが、非常に強いインパクトをもって受け止められました。法律家にとっていかに実証的な数値が大切かということになるのですが、いずれにしても、法曹人口が足りないということは否定し難いところがありますので、運動論としていわれるのであれば、それはそれで構わないと思っていました。ただ、これが大幅な法曹人口拡大の根拠とさ

れ、その前提のもとに法科大学院や学生の数を考えていくということになりますと、もっと厳密な検証が必要であったと思います。

こういう社会現象を反映した事件から、いろいろなことを学ぶことができ、どのような時代にも特徴があったように思います。

刑事事件についていえば、私が任官した昭和40年代は、公安事件中でも学生公安事件が刑事事件の大きなウエイトを占めており、各裁判所とも多数の公安事件を抱えており、これが刑事裁判の大きな課題となっていました。また、最近ではオウム事件という、これも社会の病理を象徴するような特殊な事件がありました。今日は立ち入るつもりはありませんが、そのころから被害者の立場が強調され、また、それまで一貫して減少していた死刑判決が増加に転じるようになりました。

(専門性を必要とする事件)

ここ何十年か、一貫して、今後司法の役割がこれまで以上に大きくなるであろうと言われてきました。理由として挙げられていることの一つは、社会が複雑、多様化することによって価値観が多様化し、個々人の権利意識が高まるとともに、国民の利害の対立も先鋭になり、法的な問題解決のニーズが増してくるといった説明がされてきました。そうした新たなニーズを代表する事件の一つが専門性を必要とする事件ということになります。もっとも、この専門性という中にも、いろいろあり、単に1か所に集めて取り扱うほうが効率的であるからといった程度のものもあれば、それぞれの領域の固有の原理、ルール、慣行等を背景とし、特別な知識、配慮を必要とするといった高度の専門性を要するものまで様々あります。

かつて東京地方裁判所刑事部には外人部という特別な部がありました。外国人の犯罪が増加してきたのに対応するためですが、通訳の問題、外国人犯罪者の生活はどのようなものかといった若干のノウハウがある程度の非常に緩やかな専門性でした。間もなく、もっと外国人が入ってきて犯罪が増加してくると、専門部を置いている意味もなくなりました。現在で

は、どの部でも外国人事件を扱っています。

これに対し、専門性、技術性が高く、個々の裁判体ではなかなか事実を明らかにし、適切な判断をすることが難しいと思われる事件については、専門家の知識を借りなければ事件を解決することができません。

医療関係事件、建築関係事件、知的財産権関係事件などはその例として挙げられると思います。知的財産権の領域は、法技術と対象とする科学、技術等の知識に加えて国際性という要請も加わってきます。一昔前は、工業所有権部という名前で呼ばれ、東京高等裁判所、地方裁判所でも限られた数の部しかありませんでしたが、今や法的に保護すべき知識の総称として知的財産権と呼ばれ、司法制度改革の過程では日本経済の再生の有力な分野の一つと位置づけられ、知的財産高等裁判所という半ば独立した組織として多数の裁判官を擁しています。

こうした専門的な事件のニーズは次第に拡大しており、お配りした資料をご覧くださいと思います。東京地方裁判所民事部は、51カ部ありますが、そのうちの21カ部は専門的に特化した事件だけを扱う特別部かあるいは専門事件と通常事件を扱う集中部という構成になっています。さきほど申し上げました東京地方裁判所の民事裁判官277人中128人、46パーセントが特別部、専門部の裁判官ということになります。こうしたいわば贅沢な構成をとることができるのは、東京や大阪といった裁判官数の大きな裁判所だからですが、より小規模の裁判所でもこうした事件が来ないという保障はありません。知的財産権関係事件は専属管轄が定められていますが、医療や建築等の事件はどの裁判所にも提起することができます。そうしたニーズに対応するために医学会、建築学会の協力を得て、各裁判所で適切な鑑定人を確保することができるような態勢がとられています。また、鑑定だけでなく、裁判の進行自体についても専門家の協力が得られるよう、全国に専門委員制度が設けられ約2000人の専門委員が指定されています。専門委員には裁判との関わりが深い、不動産鑑定士とか税理士といった隣接職種から、IT、自然科学の最先端の領域まで及んでいます。

(社会的に大きな影響を持つ事件)

このような技術的な専門性と同時に、大きな社会的意味を持つ事件もあります。その代表例は公害、薬害等の事件でしょう。これは被害の範囲が広範囲に及び原因との関係がなかなか明らかにならないこと、原告が一般住民、あるいは消費者であるのに対し、被告が国及び大企業であるといったいろいろな理由のため、被害の発生から裁判、さらには最終解決まで長期間を要し、一部は未だ解決に至っていないものもあります。裁判所はこの種の事件に長い間取り組み、かなりのエネルギーをつぎ込んできました。古いところでは、皆さんご承知の水俣病事件、新潟水俣病事件、四日市公害ぜんそく、それから森永ミルクヒ素中毒事件などがあります。森永ミルクの事件は、森永の製造したミルクにヒ素が入っていたということで、乳児130人が死亡したといわれた事件です。刑事裁判では、1973年に大半が無罪となり、民事裁判でも森永は責任を否定しましたが、国民の間に不買運動が起き、1973年に確認書が交付されて決着したという事件です。ほかにもサリドマイド事件、スモン訴訟、さらに新しいところでは薬害エイズ訴訟などがありました。ごく最近でもC型肝炎訴訟、B型肝炎訴訟などでは、裁判を契機とした合意あるいは和解で事件が解決しています。さらにハンセン病患者の隔離政策が憲法に違反することを認めた損害賠償裁判では、平成13年に熊本地方裁判所で判決があり、国も控訴を断念して確定をしたというケースもあります。

こうした極めて社会的影響の大きな問題について司法の場での解決が求められてきています。近いところでは東日本大震災の際の原発事故に関する損害賠償請求があります。これは、極めて大量の紛争が予想されたことと、早期の解決が求められたため、国の機関として紛争処理機構が作られ、多くの法律家の協力のもとに活動しています。しかし、これで満足できない被害者については通常の裁判の途が開かれており、既に事件も係属しています。

裁判所は、これらの問題について、時間をかけながらもどうにか取り組

んできました。しかし、その背後には立法や行政による解決とどういう関係に立つのか、どちらが望ましいのかという大きな問題があるように思います。

(司法の役割に対する要望の拡大)

そういった問題が、司法の役割に対する要望の拡大ということに繋がってきます。司法制度改革の際には、国の多くの分野で改革が叫ばれ、その一つに行政における規制緩和が挙げられました。我が国では行政指導が大きな役割を果たしてきました。それが様々な弊害を生み、特に経済の足を引っ張っていると言われ、規制緩和が強く主張されました。ただ、規制緩和によって自由な活動が確保される結果、いろいろなところ、特に一般消費者である国民にしわ寄せがいくことが考えられるので、これに対しては救済のためのセーフティネットが必要であり、事後救済としての司法の充実強化を図るべきであるといわれました。これが今回の司法制度改革の大きなバックボーンといえますか、理論的な支柱になっていたと思います。

そうした面もあると思いますが、事前のチェックにはそれなりの合理的な理由のあるものがあるわけで、事前にきちんとした規制が行われなければ後で取り返しのつかないことになるという事態はいくらでもあります。事前規制が基本的に間違っているともいえず、事前か事後かということで明確に区別できるものではないように思います。

大事なものは、むしろ規制、あるいは社会的なコントロールを行政的なものよりも司法的なものに比重を移すことが望ましいという思いがあったということではないかと思います。従って、問題は、なぜそうした司法的な救済の領域を拡大することが望ましいと考えられたのかということでしょう。

その点について、裁判の構造がやはり大きな意味を持っていると考えています。裁判というのは、公開の法廷で、当事者にそれぞれの主張、立証を行う権限を保障し、相手方に反論の機会を与え、そこで提出された証拠

にのみ基づいて結論を出し、かつ理由の付いた判決が出され、それに対して不服申し立てが認められるという、他の様々な国の作用と比べてもはるかに明確な事実の解明、あるいは説明責任を果たしている透明で、公平な手続きであるという点に大きな理由があると思います。

この裁判の構造は、昔から基本的には変わっているわけではありません。ただ、そのことに大きな意味合いが与えられたのは、やはり社会がそう変わってきたということだろうと思います。

今日、多くの領域で情報化が進み、国民の知的関心も理解力も非常に高くなってきました。力の行使や専門的な活動について説明責任を果たすべきであるという要求が格段に強くなっています。現代の社会は高度の専門性を進める一方で、それについての社会的な理解を得ていかなければならないという一見相反する要請を持っていると思われます。

専門性について、国民にきちんと説明をすべきであるという考え方の最も分かり易い例は、医療の領域だろうと思います。医療の知識や技術は著しく進歩してきました。それとともに患者の理解、納得が不可欠になってきました。一昔前には別の医者にかかるということは、なんとなく憚られるところがありましたが、現在はセカンドオピニオンを求めることがごく一般的になっています。あるいは、手術等の治療行為については内容を理解した上での患者の同意、インフォームドコンセントが必要とされています。

社会的な問題の解決についても同様であり、一つの問題が、どのような考え方のもとに、どのような理由と根拠に基づいて解決がなされたのかということが明らかにされる必要があります。とりわけ、立法、行政、司法といった国の権力作用は国民の負託にその根拠があるわけですから、これらがきちんと説明されなければなりません。情報公開についてかなり明確な法が定められているのはそうしたニーズの現れです。

そうした流れの中で国の作用を見てみますと、議院内閣制のもとで立法、行政はいずれも民意と直結している構造を持っています。しかし、そ

の対象とすることがらの範囲は極めて広範で、その上に複雑な利害が絡まっていますから、ある具体的な問題について、個々人の希望するような活動がなされるという保障はありません。今日の社会で、代表民主制がどこまで選挙人の利益を代弁しているのかという多くの国に共通している問題があるように思います。

その中で、裁判は、一つの具体的な目的を実現するために、当事者に一定の活動を保障し、その結果についてははっきりとした理由、根拠を求めることができる最終的な場ということになります。教科書的な言い方をすれば、全ての国民がその社会的な力、例えば地位や権力や政治力といったものと関わりなく、ただ論理と証拠のみによって、自らの権利を実現することができる、そういう場が裁判であるということです。裁判官は一人ひとりがその場での責任を負っているということになります。

いくつかの類型について、裁判の役割ということを書いてきました。結論的にいうと、裁判は法律に従って、その前提として法律は憲法に適合している必要がありますが、社会の様々な事件、紛争について証拠に基づいて事実を明らかにし、これらを公平に評価することによって、個人の権利を保障し、社会が一定の正当なルールのもとで運営されているという生活の基盤を確保すること、そしてそのことが国民に認識されているということが、その役割であると思います。一言でいえば、あるべきものがあるべき姿で実現されているということ、そしてその点について国民の信頼を得ているということが裁判の役割であると思います。

4) 裁判官に求められるもの

こうした裁判の役割のもとで、裁判官に何が求められるのかということを考えてみます。

最初にいいましたように、裁判には典型的に、①法律の理解②事実の認定③評価と判断という3つの作用が必要とされます。法科大学院で学ぶこ

とができるのは、このうち①の法律についての理解です。法律の勉強の中では、事実がすでに与えられており、その前提で法律上の要件と効果について学ぶということになります。

この3つの作用を独立したもののようにはいいましたが、実際にはこれらはかなり密接に絡み合っています。法律の解釈によって認定すべき事実の枠組み、要件が明らかになります。その理解が明確でなければ、認定すべきことがらが曖昧になります。特に要件が評価概念の場合には、認定すべき事実自体というのもそう単純な問題ではありません。ただ、両者がそういう密接な関係にあるとしても、現実の事件の中で実際にどういう事実があったのかという認定をするという作業は、現実の事件の中でなければできません。そこには法律だけで学ぶことができない領域があります。また、法律の解釈は、その結果が社会にどういう影響を及ぼすかという評価と判断を含んでいます。しかし、一つ一つの事件について、その意味を確認することはそう簡単なことではありません。

このように、具体的な事件について②と③の作用は授業の中で学ぶこと、私たち実務家はこれを座学と呼んでいます。座学で行うことは困難です。現実の事件に当たらなければ相対立する証拠の山の中から真実を見出していくことは困難です。また、生身の当事者と接触しなければ、法の枠内で何がベストな解決策かということも自信を持っていうことはできないと思います。

もともとの司法修習制度は、こうした観点から、生きた事件を体験することによって、この3つの作用を一体的に学ぶということを主眼としていました。2年の修習期間のうち、最初の4か月の前期は、実務修習が総りあるものになるようにガイダンスを行う期間で、後期の4か月は、1年4か月間実務を経験してきたことを整理する期間と位置付けられていました。中心はあくまで1年4か月の実務修習に置かれていたのです。しかし、その後の修習期間の短縮、今回の司法制度改革によって修習期間全体が1年間に短縮されたため、実務修習の期間も極めて短くなりました。

従来の2年間の実務修習でも、裁判官にとっては、実践的というか臨床的な体験としてはとても不十分であると考えられていました。そのため、お話ししたとおり、判事補は、最初「部」という裁判の単位に配属され、合議体の左陪席裁判官として職務を行うと同時に、臨床的なトレーニングを受けていたわけです。裁判長、右陪席裁判官など経験年数の異なる裁判官と常に同じ事件を扱うことにより、法的分析能力、証拠の評価と事実認定の能力、最終的な結論に到達する考慮要素、それらを説明する理論構成と文章による表現力のトレーニングを毎日受けていました。ここでどういう裁判長、あるいは右陪席裁判官のもとで指導を受けたかということが大きな影響を与えることになります。単なる技術だけではなく、裁判長あるいは右陪席裁判官の持つ人間的な力、社会に対するものの見方、当事者との折衝の仕方、さらには裁判官以外の書記官、事務官などの他の職種の人達と協働して仕事をするにより将来チームリーダーとして行動する基礎を学ぶことにもなります。

つまり、裁判官の実務的な力は、任官後の継続的教育に大きく依存していることになります。私は、任官をするときに、研修所の裁判教官から、最初の10年はもっぱら学ぶ期間であり、次の10年が学ぶことと教えること、仕事をするのが併存する期間であり、その次の10年はもっぱら仕事をし、指導する期間であるということを言われました。もっとも、今はもっと社会の回転が速くなっていますから、これでは悠長過ぎるといわれるかもしれません。

このような部での経験は当然ばらついたものとなります。そこでこれを補完するものとして、裁判官の研修が設けられています。これはもっぱら経験年数に応じた一律のカリキュラムとして、例えば全ての裁判官に対し、新任判事補研修、判事補3年目研修、特例の付く前に5年目研修などが用意され、全国から同期の裁判官が研修所に集まって議論しようといったものでした。現在も基本的にはある段階までは研修が行われていますが、どちらかというと、各裁判官の自発性を前提とした応募型の研修が増

えているのではないかと思います。

弁護士にも、これまで所属の事務所で指導が行われていたように思います。私の若いころは、あの人は〇〇事務所に居たからしっかりしているというような評判をよく聞いたものです。最近は弁護士数の急増と関係するのですが、事務所に所属しないいわゆる軒弁とか即独といった人達について十分な実務的基礎が身につけていないといった不満が現場の裁判官や書記官から聞こえてくることがあります。弁護士についても、どのような事務所に入るのかということが重要な意味を持っているのだらうと思います。

(基礎的な体力の重要性)

こうして陪席裁判官として on the job training を重ねることによって、実務的な力を身に付け、単独で事件を担当することができるようになり、さらに経験を積み、自分の思索を重ねることによって、裁判長となり、あるいは高等裁判所で第一審の事件を審査することができるようになる、というのが一つの完結した話であり、現在でも基本的にはそう考えられていると思います。

私は、在任中、各地の裁判所を回って若い裁判官と話し合いの機会を持ってきました。その際、もっぱら3つの観点から、裁判官として心がけてほしいことを話してきました。

第1は言うまでもなく法律の知識や技術のことです。これは単に法律をよく知っているということではなく、法律に照らして、その事件で本当に問題となるのは何であるのかということをしちんと見分ける能力であると思っています。

現在は大学法学部、法科大学院、司法試験、司法修習と法曹になるまで実に長い過程が求められています。なぜこれだけの期間が法律の勉強に必要とされるのかというのはもう一つ分かりにくいところがあります。特に、大学教養課程の位置づけ、大学法学部と法科大学院との関係、司法修

習との関係などの全体的な役割分担がもう一つ分かりにくいというのが正直なところです。

その上で、裁判官については、陪席裁判官としてのトレーニングがあり、その意義についてはお話ししたとおりです。しかし、実務について個々の事件を通じて実践的に学ぶことは決して体系的なものではありません。個別の体験を基礎にした多分に非体系的なものであることが通常です。何よりも、教科書をきちんと読むといった作業をしなくなります。当面の問題を解決するのに必要な限度でしか本や資料を読まなくなり、悪くすると一度身に付けたものからいつまでも抜け出せなくなります。そのためには実務につくまでの教育の過程で、法律を体系的に学ぶことによってしっかりとした基礎を養い、自分で考える能力を身に付けておくことが必要です。大学法学部、法科大学院というのは、そのための一番いい機会であると思います。

司法制度改革の過程の中で、盛んに実務家の養成ということが言われました。当時の大学法学部生が4万人程度だったのでしょうか、そのうち法律家になる人数は僅か1000人程度ですから、実務家養成ということが強調されるのは当然といえば当然のことですが、その際実務家のための教育ということで何が想定されていたのかということが問題です。当時、司法研修所の各教官室に、修習生に欠けているものは何かということを尋ねたところ、全教官室の答えは、自ら論理的、体系的に考える能力が不足している、という点で一致していました。

第2は、我々が対象とする事件、これはその背景も含めると現代の社会状況を含むとってよいでしょう。裁判の対象を理解する力であり、もう一方では我々の置かれている社会状況を理解する力です。事実認定にしろ評価にしろ、法の知識だけで対応しうるものではありません。事実の認定は、現代の社会を規定している諸条件を知らなければ正確に行うことはできません。その一番分かり易い例がDNAだと思います。DNAは発見されてからやっと半世紀を超えたところですが、民事であれ、刑事であれ、

今日その知識なくして裁判を運営していくことは極めて困難であろうと思います。いくつかの国では、イノセント・プロジェクトと呼ばれていますが、有罪判決を受けた受刑者について、DNAによる冤罪の有無を点検しています。また、DNAプロファイリングが法制化されている国も少なくありません。最近の再審事件をみても、この点で我が国の体制は立ち遅れているのではないかという思いがあります。

さらに、パソコンが実用化されてからまだ30年余りしかたっていませんが、最早私の理解をはるかに超えた世界になっているようで、いくつかの犯罪手口はニュースを聞いてもほとんど理解できません。

他方、最終的な判断の公平性、妥当性を保つという点については、裁判官自身はその時代の環境といった制約の中に置かれているわけですから、そこに何らかのバイアスが働いていることは避けられません。民意というか、国民の感覚に従えばよいかというと、必ずしもそうとばかりは言えません。メディアはしばしば、事件について一定の方向を持った意見を述べますが、それが国民の意識を正しく反映しているという保障はありませんし、仮にそうであったとしても民意が常に正当であるとはいえません。裁判官にとって、この辺りは理屈で説明することも困難な課題であろうと思います。

私は、任官後9年目で奄美大島の名瀬支部に勤務しました。基本的に本土並みの裁判を実現したいというのが当時の思いだったのですが、そこで生活を重ねていくうちに、かえってそれは島民の実情と合わないのではないかと思うようになりました。奄美大島は江戸時代から薩摩藩からの搾取に苦しみ、戦後も、紬の生産以外にこれといった産業のない、貧しい地域です。産業がないため子どもたちの就職先もありません。少年非行は非常に多いのですが、それに対する対応策のとりようも限られています。交通手段もちょっと前までは非常に限られており、戸籍制度が設けられた後も、戸籍の届出がきちんと行われておりませんでした。役場は非常に離れたところであり、山を越えていくことはハブがいるためにできません。そ

うしたら実情を知ってくると、ここで本当に正しいことというか、あるべき姿は何なのだろうということを1年の生活を終えるころになって感じるようになり、少しいろいろな面で判断の基準を緩めたところもありました。僻地の離島ではそういった問題を考えさせられることがあります。

最近、家族問題に関する事件がしばしば社会的な議論を呼んでいます。民法の親族編は戦後一部が改正されたのみで、基本的には明治29年の民法制定当時のものがそのまま維持されています。しかし、この間家族の形態は著しく変化し、女性や子どもの地位も変わってきました。自然科学の発達により親子の生物学的鑑定は著しく容易になりました。同時に、他方では、その反面として、家族形態の変化に対する強い抵抗感、反発もあります。

こうした自分を取り巻く状況の変化を理解した上で、事件について評価・判断していくのは非常に困難なことだろうと思います。私は、これは一昔前の地震の際の不動点を求めるようなものではないかと思っています。社会は常に動いているわけで、裁判も不動であればいいというわけでもなく、しかし、社会と同じように揺れていいというわけでもありません。そういう意味で、裁判官は常に社会の動きに関心を持ち、歴史の流れの中で、自分自身と事件の位置づけとを認識しておくことが重要であると思っています。しかもなおそこには相対的な基準というか、確からしさしかないのではないかという疑問を否定できません。

こうした法以外、法に隣接するものだけでなく、社会を規定している様々な要因について関心を持ち、できる限りその理解に努めることが必要です。これは人によって重点の置き方が異なりますし、また、自分が将来どういう領域の専門家を志すかということによっても違うと思いますが、私自身は、今の社会を規定しているのは、自然科学、経済と歴史がとりわけ重要であると考えてきました。

第3に、人間性ということが極めて重要であると言ってきました。法律の技術や事件の対象についての理解を集約し、決断する主体として、何よ

りもその中核にある自分自身について、健全な人間性を備えていることが大切であると思います。人間性といっても分かりにくいかもしれませんが。誠実さ、勤勉さ、謙虚さといった一般に徳とされているものをいうと考えられるかもしれません。裁判官としては、自分の権限に対するおそれ、それを克服するための努力、その上で最終的に決断するための勇気といったことが求められるように思います。そうして、歴史の中で確認されてきた自由や平等、人間の尊厳など一般的に承認されてきた価値に対する敬意などを指しているといつてよいでしょう。

法律の理解、対象あるいは自分の置かれている状況を認識すること、周囲に対する関心、そして自身の人間性といった3つのことがらが必要であると話してきました。どれ一つとっても容易なことではありません。ただ、私は、これらはいずれも価値の原理なのであって、実務家である我々は、これらをバランスよく身に付けることが求められているのだから心配しなくてもよいと話してきました。その組み合わせによって、いろいろなタイプの裁判官が生まれます。あの裁判官は理屈に強いけれど結論はどうかとか、感覚はいいが、理論的には飛躍があり、もっと修練しなければいけないという評価を聞くこともあります。自信があり過ぎる人もいるし、逆にあれこれ逡巡して決断の苦手な人もいます。それは、一定の範囲内では、裁判官のタイプの問題であり、大切なことは、自分がどういうところが不足しているかということが認識できればいいと思っています。司法制度改革の過程で、裁判官に対する評価について、外部の意見を取り入れ、また希望者に対しては裁判官個人に自分の評価を開示するというシステムが設けられました。これも裁判官の成長のための材料になると考えられたためです。

最後に、こうしたあるべき姿に対し、懸念していることも話してきましたので、ご紹介します。

最近の若い判事補の人達は、一般によく勉強をしてきています。整理された法律知識を持ち、調査能力に優れ、勤勉で、仕事をいといません。

士、日等の出勤も全く苦にしないというのは不思議な気がします。

しかし、心配なことがいくつかあります。

第1は、現在の我が国の教育では極めて早い段階から学校の系列化が進み、無駄を省いた効率的な選別態勢が採られているように思います。そうして、これらの人々がこの教育制度のいわばチャンピオンとして任官しているのではないかという気がします。

大学によっては法学部に入学するのに国語、英語、社会の3科目で足りるといふところもあるようで、それを聞いたときは耳を疑いました。数学や多くの自然科学、他の社会科学や人文科学等に対する関心と理解は法律家になるための不可欠の前提であろうと思います。それらは単に法の適用対象となることがらを理解するためではなく、法的思考そのものを身に付ける上で必要な論理的基盤を提供するものだと思います。演繹的な論理の展開能力、帰納的な論理の統合能力といったことからは法律家には不可欠なものだと思います。自然科学は厳密な実証的思考の成果ですし、歴史は人間と社会の流れを理解する最も重要な手掛かりを提供するものです。最近では社会科学に対する風当たりが強いです。19世紀後半から20世紀にかけて自然科学の知識が爆発的に発達しました。しかし、その自然科学の成果をコントロールする社会科学はそんなに発展をしたように思えず、そのアンバランスが現在の危機的な状況に繋がっているのではないかという思いを禁じえません。

法曹養成を重視した改革により、法を学ぶ期間は長くなりました。また、一部法学部以外のバックグラウンドを持った人が法曹になっていますが、他方では法曹になるためにこれまで以上に法に特化した勉強が行われているのではないかという心配もあります。法律以外の社会事象に対する適切な関心を持たなければ、たちまち社会から取り残されていくことになります。長い職業生活全般を通じて、広範な知的関心、今日でいうところの教養を身に付ける努力を心がけてもらいたいと思います。

第2に、これもよく言われることですが、現代の若い人達は総じて傷つ

くことを非常に恐れているように見えます。そのために自分を見せようとしない。失敗をおそれ、自分の本質は別のところにあるのだという弁解を常に用意してあるような気がします。しかし、裁判官、法律家にとって今現に自分が行っていること以外の本質はありません。若い判事補の中には、起案はどっちの結論で書きましょうかと裁判長に相談してくる人がいると聞いて、これにも驚きました。自分で決断をすることができない、それはやはり傷つきたくないということが根底にあるのでしょうか。最も必要なのは、もう少し自分を危険に曝して挑戦するというチャレンジ精神ではないかと思います。あちこちで失敗を重ね、何度も振り返って反省する過程の中に成長する途が生まれるように思います。

現在、裁判員という全く新しい制度を導入したところです。国民と一緒に考え、法律的に適切な土俵の上で裁判員の意見を引き出し、合理的な結論を得るということは極めて困難なことであろうと思います。これがうまく行われているというのがこれまでの評価です。それは非常に結構なことですが、同時に、ともかく裁判員の不満を生じることなく、そつなく運営することを重視しているのではないかという懸念もあります。私は、裁判員制度が我が国に定着するには何十年といった単位で考える必要があり、その間あちこちと衝突し、経験を重ねながら手直しをしていけばいいと考えていました。そこで、スタート時点で100点をとろうと思ってはならない、60点くらいでスタートすればいいということを言ってきました。敢えて60点でいいといったのは、そこに優先度というかプライオリティをつけてもらいたかったのですが、始まってみると、裁判官も他の法曹も100点主義に縛られているように思います。

お話ししたいことは山ほどあるのですが、時間の制約があります。お気づきのとおり、直接的には裁判官を対象とした話しですが、私は、これらは法曹三者のいずれにも共通する問題であると思っています。法律実務家を目指して勉強している皆さんは、現在とはともかく試験に通らなければと思っておられることでしょう。皆さんが今勉強していることは、法律実務

の上では、全体の何分の1かの比重を持つ約束事であり、実務では、それと同じように、総合的な力、自然科学や歴史、あるいは人によっては経済、政治等に対する関心と理解が必要であること、そうしてそれらの集約点としての自分を大きく成長させることを心がけていただきたいと思います。